

非常時における安全対策

南海トラフ地震に関する情報発令時における対応について

(1) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

- ア 在宅時は登校しない。解除されるまでの間、臨時休業日（**自宅待機**）とする。
- イ 登校時は原則としてそのまま登校する（自宅に近い場合は、自宅へ）。その後、学校の指示に従い速やかに下校する。（状況によっては、最寄りの避難所に避難する。）
- ウ 下校時は原則としてそのまま帰宅する。帰宅後は、在宅時に発表された場合に準ずる。
- エ 登校後（部活動も含む）は、学校の指示に従い速やかに下校する。
- オ 保護者の方は、生徒の帰宅を確認する。翌日以降は、南海トラフ地震に関する情報が解除されるまでの間、臨時休業とする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報が解除された場合

- ア 午前6時より前に解除されたとき………平常通り（8：30より）授業を行う（弁当持参）。
- イ 午前6時から午前11時の間に解除されたとき………13：30より授業を開始する。
自宅で昼食を済ませ、登校する。
- ウ 午前11時以降に解除されたとき………その日の授業は行わず、臨時休業日とする。

(3) 南海トラフ地震等の大規模地震が起きた場合

- ア 学校から連絡があるまで自宅待機とする。

暴風警報が発令されたときの登下校について

	暴 風 警 報	特 別 警 報
登校前 の発令	ア 児童生徒の登校前に、「日進市」に警報が発令されている場合は、登校を見合わせ、次のようにします。 (ア) 午前6時の時点で警報が発表されている場合は、当日の授業を中止します。 (イ) 午前6時から登校前までに警報が発表された場合も、当日の授業を中止します。 イ 児童生徒の登校前に、「日進市」に警報が発令されていない場合の登校については、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等から各家庭で判断し登校させてください。（登校を見合わせた場合は、各家庭から状況等を学校へ必ず報告してください。） ※ 警報が解除された後も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、安全に登校させようと各家庭が判断できるまで登校させないでください（登校を見合わせた場合は、各家庭から状況等を学校へ必ず報告してください）。	
登校中、 在校中、 下校中 の発令	登校中に暴風警報が発令された場合は、そのまま登校します。 在校中に暴風警報が発令された場合は授業を中止し、安全を確認して児童生徒を速やかに下校させます（小学校は、「引き取り下校」をします。）。 ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、校内において待機させます（待機解除は、メール配信等での連絡。）。 下校中に暴風警報が発令された場合はそのまま下校します。そのまま下校することが危険と判断した場合は、学校に戻るか近くの公共施設に避難します。	登校中に特別警報が発令された場合は、そのまま登校します。 在校中に特別警報が発令された場合は即刻、授業を中止し児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（校内において待機、外部の避難所への移動等）を迅速に行います。校内で待機させた場合は、児童生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。なお、下校方法につきましては、暴風警報に準じます（待機解除は、メール配信等での連絡。）。 下校中に特別警報が発令された場合は、そのまま下校します。そのまま下校することが危険と判断した場合は、学校に戻るか近くの公共施設に避難します。
その他	警報は発令されていないが、大雨等異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合は、注意報・警報等の気象情報を把握するとともに気象及び通学路の状況等から判断し、「休業」や「授業の中止」を決定する場合があります。	

大雨・洪水・大雪 等の警報が発令された場合の対応

- ★ 原則として、平常の授業を実施します。ただし、通学に危険な状況が予想されるときは、「暴風警報・特別警報への対応」に準じて処置をとります。ご家庭でも状況を判断して登校させてください。
- ※ **台風が接近している場合は、原則として給食を中止します。**
 - ☆ 前日までに日進市教育委員会から指示がありましたら、生徒を通じてお知らせします。
 - ☆ 午前6時までに警報が解除された場合は、「弁当持ち」で平常授業となります。
 - 登校時に特別警報・暴風警報が発令されていなくて登校が可能な場合は、「弁当持ち」で登校させてください。
 - ☆ 給食カットにともなって、献立が変更になる場合があります。

(参考) **特別警報とは**、「数十年に一度の大雨，強度の台風，積雪等が予想される場合，現象の種類に応じて，「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表されます。

特別警報の対応の原則は，「ただちに命を守る行動をとる！」ことです。

非 常 時 に お け る 学 校 給 食 の 取 り 扱 い に つ い て

◎ 南海トラフ地震に関する非常時の対応

(1) 関連する調査情報が発表されたとき……原則として平常通り給食を行う。

(2) 南海トラフ地震注意情報や予知情報が発表されたとき

ア 発表されると臨時休業日（自宅待機）となるため，給食は行わない。

イ 午前6時より前に解除され，平常通り(8:30より)授業を行うときは，弁当を持参する。

◎ 異常気象における非常時の対応

(1) 暴風警報が発令されている（予想される）場合，日進市教育委員会の対応により，次のように行います。

ア 前日までに中止の連絡をした場合，当日午前6時前に警報が解除されたときは，弁当持参で平常授業を行う。

イ 登校後に警報が発令された場合，給食の有無は日進市教育委員会が決定し，その指示に従う。

(2) その他市教育委員会が非常時と判断した場合は，給食の有無についてその決定に従う。

※ 異常気象時における，急な登下校時間の変更や給食の有無等については，「コドモン」

にて連絡いたします。